

議案第54号関連資料
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、生活の支援を行おうとするものです。

2 事業の概要

項目	内容	
給付金の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	
区分	(1) 低所得のひとり親世帯	(2) 左記以外の低所得の子育て世帯
対象者	次のいずれかに該当する者 ① 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者 ② 公的年金給付等を受けていることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者	次のいずれかに該当する者 ① 令和4年度分の住民税均等割が非課税の者 ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税となる水準に下がった者
給付額	児童一人当たり5万円 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)	
対象人数(見込)	2,500世帯 4,000人	3,000世帯 5,000人
予算	給付金 200,000千円 事務費 3,000千円	給付金 250,000千円 事務費 12,000千円
財源	国庫補助金(10/10)	

3 実施スケジュール

日程	内容
令和4年6月	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ及び広報あかしで周知広報 支給案内送付及び申請受付開始 給付金の支給開始 <p>申請が必要となる、児童扶養手当及び児童手当の受給者等以外の方については、申請受付後に速やかに支給します。</p>